

年 月 日

丹波山村長 様

空き家バンク登録申込書

(登録申込者)

住 所

氏 名



このことについて、丹波山村空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申し込みます。

- 1 契約交渉について、次のとおり直接型又は間接型のいずれかを選択します。
  - (1) 直接型 契約交渉に関わる全てについて、登録者(空き家の所有者等)と利用者(空き家の利用希望者)の両者間で、責任をもって行います。
  - (2) 間接型 契約交渉に関わる全てについて、(社)山梨県宅地建物取引業協会へ仲介を依頼します。あわせて、(社)山梨県宅地建物取引業協会へ情報の提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード(様式第2号)記載のとおりです。

(注) 1 丹波山村では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「登録者」と「利用者」間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。仲介を希望される方は、(社)山梨県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)への依頼をお勧めいたします。なお、宅建協会へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

また、「登録者」と「利用者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

- 2 丹波山村個人情報保護条例(平成14年丹波山村条例第7号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。